

令02原機(も)015  
令和2年4月6日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
敦賀廃止措置実証部門  
高速増殖原型炉もんじゅ  
所長 荒井 眞伸

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の  
読み替えについて（連絡）

平成31年4月5日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表につきまして、職務上の地位の名称変更及び国土交通省の組織再編による組織名称変更に伴い、令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

読み替え前（平成31年4月1日読み替え）	読み替え後（令和2年4月1日付け）	理 由																								
<p>(第1章から第5章まで変更なし)                      (別表2-1-1、別表2-3-3から別表5-2-37まで変更なし)                      (別図2-1-1から別図2-2-8まで変更なし)                      (別図2-3-10から別図3-2-15まで変更なし)                      (様式1-5-1から様式3-1-12まで変更なし)                      (参考1の変更なし)</p> <p>別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="138 397 857 778"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>副原子力防災管理者<sup>**</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>所長代理（運営管理・核物質防護）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><b>副所長</b>（安全・品質保証）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>安全・品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>廃止措置部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。                      ※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。                      ※担当業務については、兼務する場合がある。</p>	代行順位	副原子力防災管理者 <sup>**</sup>	①	所長代理（運営管理・核物質防護）	②	<b>副所長</b> （安全・品質保証）	③	副所長	④	安全・品質保証部長	⑤	廃止措置部長	<p>別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="1048 397 1767 778"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>副原子力防災管理者<sup>**</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>所長代理（運営管理・核物質防護）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><b>所長代理</b>（安全・品質保証）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>安全・品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>廃止措置部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。                      ※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。                      ※担当業務については、兼務する場合がある。</p>	代行順位	副原子力防災管理者 <sup>**</sup>	①	所長代理（運営管理・核物質防護）	②	<b>所長代理</b> （安全・品質保証）	③	副所長	④	安全・品質保証部長	⑤	廃止措置部長	<p>職務上の地位の名称変更</p>
代行順位	副原子力防災管理者 <sup>**</sup>																									
①	所長代理（運営管理・核物質防護）																									
②	<b>副所長</b> （安全・品質保証）																									
③	副所長																									
④	安全・品質保証部長																									
⑤	廃止措置部長																									
代行順位	副原子力防災管理者 <sup>**</sup>																									
①	所長代理（運営管理・核物質防護）																									
②	<b>所長代理</b> （安全・品質保証）																									
③	副所長																									
④	安全・品質保証部長																									
⑤	廃止措置部長																									

読み替え前（平成31年4月1日読み替え）	読み替え後（令和2年4月1日付け）	理由
<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部長）</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所（原子力防災専門官）（原子力保安検査官）（上席放射線防災専門官）</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会）</p> <p>国土交通省（国土交通大臣） ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局<b>環境政策課</b></p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <p>内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）</p> <p>内閣官房（内閣情報集約センター）</p> <p>内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括班、プラントチーム）</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内）</p> <p>□：原災法第10条第1項（又は原災法第25条第2項）に基づく通報先</p> <p>▨：設置されている場合に連絡</p> <p>→：電話</p> <p>→：FAX</p>	<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部長）</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所（原子力防災専門官）（原子力保安検査官）（上席放射線防災専門官）</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会）</p> <p>国土交通省（国土交通大臣） ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局<b>安全・環境基準課</b></p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <p>内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）</p> <p>内閣官房（内閣情報集約センター）</p> <p>内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括班、プラントチーム）</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内）</p> <p>□：原災法第10条第1項（又は原災法第25条第2項）に基づく通報先</p> <p>▨：設置されている場合に連絡</p> <p>→：電話</p> <p>→：FAX</p>	<p>理由</p> <p>組織名称変更</p>